



公益社団法人 日本薬剤師会理事 青木 裕明

薬局で勤務している人は、必ず名札を着用していることにお気付きでしょうか。名札には、氏名と併せて「薬剤師」「登録販売者」「一般従事者」といった職種の違いも記載。薬局内には、勤務する全ての専門家の氏名と担当業務を掲示しています。

前回説明したセルフメディケーションで利用するOTC医薬品は、処方箋なしでも購入できますが、日用雑貨のように自由に買えるわけではありません。法律に基づき、医薬品ごとに情報提供や相談対応する専門

薬局勤務者の職種



家が決められています。薬剤師は、処方箋が必要な医療用医薬品を含む全ての医薬品を取り扱います。

一方、登録販売者は、OTC医薬品の「第2類医薬品」と「第3類医薬品」に限って取り扱うことができます。そのため、購入や

相談時に、対応する専門家の資格が一目で区別できるように、名札の着用が定められています。

OTC医薬品として承認から一定期間を経過していない「要指導医薬品」と、特にリスクの高い「第1類医薬品」は、必ず薬剤師から書面による情報提供を受けてから購入しな

ければなりません。もし登録販売者が相談を受けた場合でも、薬剤師に担当が変わることになります。

そのため、これらの医薬品はレジ後方の棚などでの陳列や空箱の陳列など、直接、手に取って購入することができないようになっていきます。また、要指導医薬品は使用者本人にしか販売ができません。

医薬品の分類によって、対応する専門家が異なることをご理解いただけましたでしょうか。OTC医薬品を正しく選択使用していただくためにも、名札で職種の違いを確認してみてください。

医薬品ごとに相談対応が異なる